
消費税法改正にともなう電気料金のご請求金額変更等のお知らせ

～高圧または特別高圧で電気をお使いのお客さま～

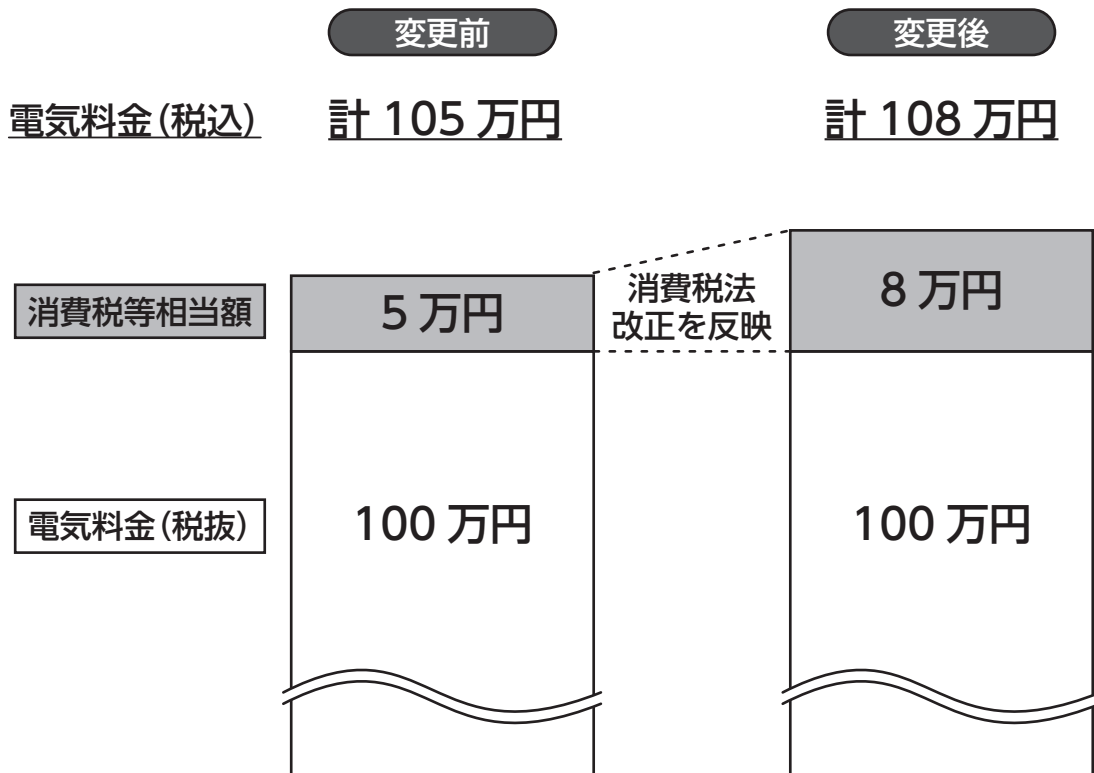
- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等による、消費税法および地方税法の一部改正にともない、平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられます。
- これにともない、電気料金のご請求金額につきましても、消費税法改正を反映させていただきますことにご理解いただきたく存じます。
- 変更概要につきまして、本書面にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1. 電気料金の変更内容について

消費税等相当額以外の料金の変更はありません

電気料金は、以前から税込となっております。そのため、消費税法改正を反映した料金に変更させていただきます。

電気料金と消費税等相当額のイメージ



<参考> 料金単価変更のイメージ (業務用季節別時間帯別電力の場合)

◆ 基本料金の場合 ◆

<変更前>
基本料金単価
1,638 円 00 銭 /kW(税込)



$1,638 \text{ 円 } 00 \text{ 銭 /kW} \times \frac{108}{105}$
※ 銭未満四捨五入



<変更後>
基本料金単価
1,684 円 80 銭 /kW(税込)

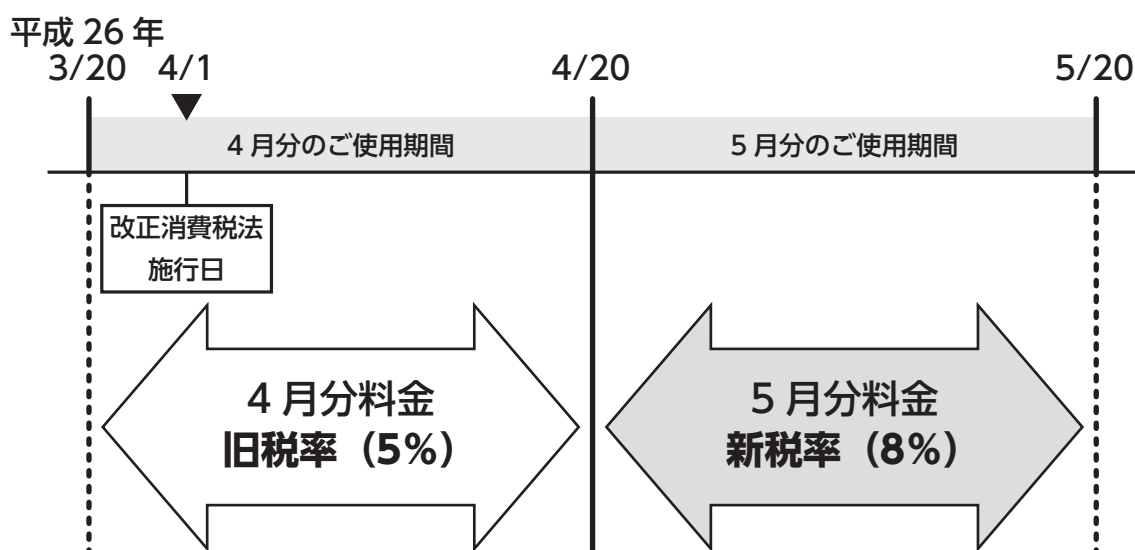
2. 電気料金の変更時期について

平成 26 年 5 月分から変更させていただきます

平成 26 年 3 月 31 日以前から継続してご契約の場合、消費税法上の経過措置により、平成 26 年 5 月分*の電気料金から変更させていただきます。

*ご使用期間の開始日が毎月 1 日のお客さまは、平成 26 年 4 月分からの変更となります。

(例) ご使用期間の開始日が毎月 20 日のお客さまの場合



※ 平成 26 年 4 月 1 日を境とした日割計算は行いません。

<参考> 消費税法上の経過措置について

平成 26 年 3 月 31 日以前から継続して供給される電気・ガス・水道等で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までに検針等により確定する料金につきましては、旧税率 (5%) が適用されます。

◇ 新しい電気需給約款はこちら ◇

このたびの消費税法改正にともない、電気需給約款を変更いたします。

新しい電気需給約款 (平成 26 年 4 月 1 日実施) は、弊社ホームページからご覧になれます。

東京電力 電気需給約款

検索

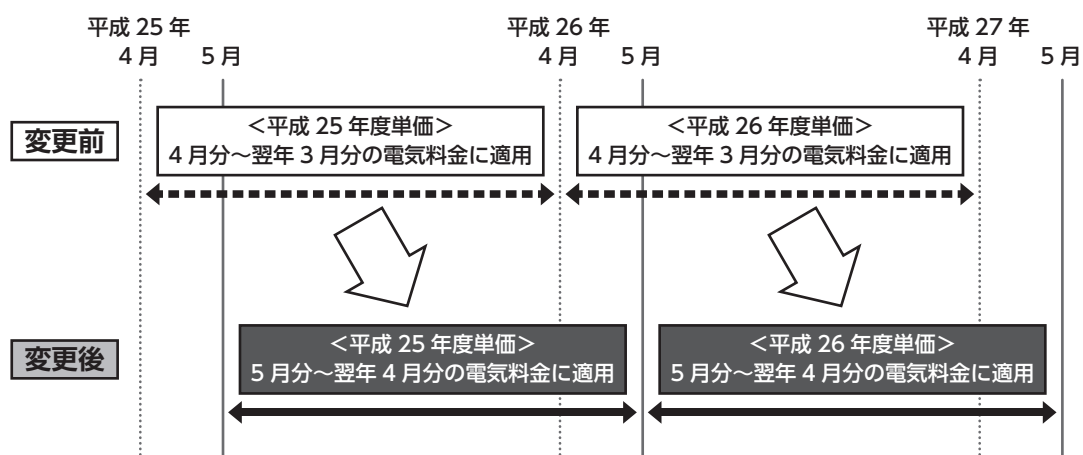
<http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/data/agreement/agreement03-j.html>

3. その他

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間が変更となります

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間が、従来の「4月分から翌年3月分の電気料金」から、「5月分から翌年4月分の電気料金」に変更されております※。そのため、当該内容につきまして、新しい電気需給約款（平成26年4月1日実施）に規定いたします。なお、平成26年4月分の電気料金につきましては、平成25年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用いたします。

※経済産業省令の改正（平成25年4月1日施行）により変更されました。



アンシラリーサービス料に消費税法改正を反映いたします

発電設備を設置し、その発電設備を弊社の送配電ネットワークに連系してご使用になるお客さまから申し受ける「アンシラリーサービス料」につきまして、消費税法改正を反映した料金へ変更いたします。

	変更前		変更後
アンシラリーサービス契約容量 1kWにつき（税込）	31円50銭/月	➡	32円40銭/月

※変更後の発電設備系統連系サービス要綱（平成26年4月1日実施）は、弊社ホームページからご覧になれます。
(<http://www.tepco.co.jp/service/custom/houjin/pdf/renkei2014.pdf>)